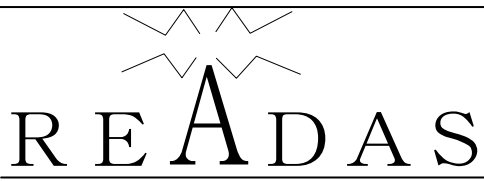


第 4969 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 4月23日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 平成26年4月から適用される税制

Q：消費税率が4月1日から改正になっていますが、その他に改正になっているものがありますか？

A：次のようなものが改正になっています。

【解説】

平成26年4月1日から、税制が改正されているものには、次のようなものがあります。

①消費税の事業者免税点制度

平成26年4月1日以後に設立する法人で、基準期間における課税売上高が5億円を超える法人から発行済株式数の50%超の出資を受けて設立した法人については、資本金の額が1,000万円未満であっても、消費税の事業者免税点制度の適用がない(免税事業者にならない)こととなりました。

②消費税の端数処理の特例

課税事業者が、課税資産の譲渡等に係る決済上受領すべき金額を、その課税資産の譲渡等の対価の額（本体価格）とその課税資産の譲渡等に課されるべき消費税等相当額とに区分して領収する場合に、その消費税等相当額の1円未満の端数を処理しているときには、その端数を処理した後の消費税等相当額の課税期間中の合計額を基礎として、その課税期間の課税標準額に対する消費税額とすることができるという制度が、平成26年4月1日以後に行う課税資産の譲渡等から適用されています。

③印紙税

金銭又は有価証券の受取書の非課税金額が5万円未満となっています。

